キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△2,054,989,091
	人件費支出	△9,739,402,901
	その他の業務支出	△ 336,926,548
	運営費交付金収入	8,130,763,000
	授業料収入	2,220,651,705
	入学金収入	363,058,000
	検定料収入	107,795,400
	受託研究収入	44,708,967
	共同研究収入	37,666,040
	受託事業等収入	63,473,428
	寄附金収入	547,221,502
	補助金等収入	849,626,794
	預り金の増減	104,649,051
	その他収入	375,760,141
	業務活動によるキャッシュ・フロー	714,055,488
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△3,679,210,000
	有価証券の償還による収入	2,000,000,000
	定期預金の預入による支出	△2,900,000,000
	定期預金の払戻による収入	3,900,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 817,304,769
	無形固定資産の取得による支出	△ 1,894,750
	減価償却引当特定資産の繰入による支出	△ 112,857,827
	施設費による収入	692,368,400
	小計	△ 918,898,946
	利息の受取額	25,608,001
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 893,290,945
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の支払	△ 730,339
	利息の支払額	△ 89,381
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 819,720
Ⅳ	資金の増加高	△ 180,055,177
Ⅴ	資金期首残高	3,348,475,183
Ⅵ	資金期末残高	3,168,420,006

利益の処分に関する書類（案）

（令和８年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	当期末処分利益			130,069,047
	当期総利益		130,069,047	
Ⅱ	利益処分額			
	積立金		0	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
	教育研究環境整備積立金	130,069,047	130,069,047	130,069,047

注　記　事　項

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

＜重要な会計方針＞

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準

特定のプロジェクトに充当される運営費交付金　・・・業務達成基準

文部科学省が指定するミッション実現加速化経費、特殊要因経費及び補正予算に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については法人税法に基づく耐用年数を基準としております。なお、令和４事業年度までに受託研究収入、共同研究収入及び受託事業収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

○　建物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～50年

○　構築物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～60年

○　工具器具備品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～17年

○　車両運搬具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～８年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づく耐用年数を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。